# 2020年は苦難 苦悩 我慢の連続

**2020年は「新型コロナウイルス（以下、コロナ）」の感染拡大が猛威を振るい、新年になっても未だ収束の気配すら見えない。また、改正健康増進法が全面施行されたのを契機に「喫煙規制（喫煙場所の縮小）」が広まった。このキーワードに絞って2020年を振り返ってみた。**

## 街角から人通りと喫煙所が消えた？

誰もが予想すらしなかったコロナ禍は、社会・経済環境にも深刻な影響を及ぼすとともに、人々の生活様式を一変させ、対応を余儀なくさせた。

ちょうど1年前の2020年1月15日に厚労省が国内初のコロナ感染者を確認したのに始まり、4月7日には政府が首都圏など7都府県を対象に緊急事態宣言を発出、引き続き16日に宣言の対象地域を全国に拡大。そして5月14日に39県で宣言解除、21日に関西圏の3府県で宣言解除、25日に全域解除となった。

この流れの中で4月の緊急事態宣言による影響が衝撃だった。小規模飲食店は、経営を存続できるのか、廃業かの判断を迫られるほどの厳しい状況に追い込まれた。そして、たばこ販売店を含む小規模小売店において は、先行きの見えない苦難であった。緊急事態宣言により、外出自粛やテレワーク（在宅勤務等）などにより、全国の街頭からは人通りが途絶え、公共喫煙所の全面閉鎖のみならず、一般たばこ店の店頭灰皿も3密防止のため撤去が相次いで、喫煙場所も激減した。ヒト・モノ・カネが動かなければお店の売上げ減少も避けられない。本紙の読者からも「売上げが10分の1になった」という、苦悩の声が多数寄せられた。

再開されずに閉鎖されたままの公共喫煙所（東京・港区）

## コロナの猛威 喫煙場所の縮小

### 過剰反応による喫煙者の排除

コロナ禍の影響にさらに追い打ちをかけたのが、4月の受動喫煙対策を強化する改正健康増進法・東京都受動喫煙防止条例（上乗せ条例）の全面施行だった。改正法は、喫煙者と非喫煙者の双方が共存できる喫煙環境の実現が目的だが、これに過剰反応したケースが目立った。屋内施設や施設敷地内の禁煙化、さらに駅前や民間施設の喫煙所が撤去され、路上喫煙やポイ捨て増加などが地域で問題視される状況となった。5月の宣言解除後もその余波が静まることなく、〝3密〟とはならない屋外喫煙所でも閉鎖を継続しているところがある。喫煙者は行き場を失い、既存喫煙場所はかえって混みあい、〝喫煙難民〟が発生している。自治体は多額のたばこ税による収入があるのにもかかわらず、喫煙者を排除する安易な喫煙場所閉鎖・撤去は、行政の責務放棄ではないかと指摘する声もある。

### たばこを愛する喫煙者は健在

我慢を強いられた2020年の教訓の一つに、「喫煙者は健在である」ことの再認識がある。不測の事態であるコロナ禍が列島を直撃した2020年度第1四半期（4～6月）累計販売実績を見てみる（TIOJ調べ）◆2020年度第1四半期＝販売数量は紙巻たばこ253億本（前年比19・2％減）だが、新カテゴリーの加熱式たばこ98億本、リトルシガー30億本あわせて総需要は381億本である。◆2019年度第1四半期＝販売数量は紙巻たばこ314億本に、加熱式たばこ88億本（総需要の22％：推定）を加えた、リトルシガーを除く総需要は402億本である。

このように2019年度実績との対比では単純計算で総需要は約5％減にとどまっている。たばこへの逆風が強まる中でも「喫煙者は健在」であることは明白だ。

もう一つは、たばこ税の財政貢献の再認識だ。コロナ禍による自治体の財政事情がひっ迫する中で、安定的に納められるたばこ税は、重要かつ、貴重な財源である。社会の「たばこ排除の流れ」に臆することなく、たばこは、お客様に安心と安らぎを提供する「商材」であることに自信を持ちたい。そのためにも喫煙者が安心して一服できる、店頭灰皿の設置も含めた分煙環境整備による喫煙場所の確保・拡大が急務であり、早急にたばこ税を活用した分煙環境整備の実現が望まれる。たばこ関係者は異口同音に「2020年はコロナ禍による我慢、我慢の年だった。二度と経験したくない」と語る。新年もコロナ禍の行く末は予断を許さない状況だが、誰もが「禍」が早期に収束し、先行きに「福」が見える環境変化を待ち望んでいる。

（編集部）

## 2020年 たばこ業界に関連する主な動き

**1月** 総務省自治税務局が都道府県の税制・市町村・財政担当課等に「屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方たばこ税を活用していただきたい」旨を通知。

**3月** 全協が新型コロナウイルス感染拡大防止対策として書面による臨時総会を開催◆JTが〈「プルーム・テック使用者」のたばこ関連疾患指標値は「非喫煙者に近い」〉との調査・研究結果を発表。

**4月** 改正健康増進法が全面施行、東京都の受動喫煙防止条例（上乗せ条例）も全面施行◆紙巻たばこパッケージの注意文言の表示面積を従来の「30％以上」から「50％以上」に拡大、実施時期は一定の販売数量以上の銘柄は4月1日、それ以外の銘柄は7月1日以降の出荷分から適用◆2019年12月末現在のたばこ自販機台数13万1千台（前年比14・5％減）。

**5月** 全協通常総会で新会長に益田龍朗氏就任◆TIOJ発表による2019年度の紙巻たばこ販売数量は11811億本（前年比9.2％減）、販売代金2兆8063億円（同4.4％減）。

**6月** 財務省が「令和元年度（2019年度）たばこ小売販売業調査結果」を発表。経営者の高齢化と年間売上高の二極化、加熱式たばこの取扱店が約6割を占めた◆財務省が「低調店の取扱に係る新型コロナ感染症の影響に伴う時限措置」の通達を発出◆財務省調べの2019年度たばこ販売店数は23万7103店（前年比2.3％減）。

**7月** 全小売店対象に、プラスチック製買物袋の有料化◆TIOJが製品広告・販売促進の自主規準を改定して完全適用◆九州各地で記録的な豪雨「令和2年7月豪雨」が発生し、組合員に甚大な被害をもたらす。

**10月** たばこ税増税に伴う定価改定実施◆自民党たばこ議員連盟（野田毅会長）の第8回総会開く◆全協の連合会長会議等初のWeb会議◆厚生労働省が令和元（2019）年の喫煙者の割合を発表。総計16・7％、その内訳は男性27・1％、女性7.6％。

**12月** 「令和3年度与党税制改正大綱」に、地方たばこ税を活用した屋外分煙設備等について地方自治体に「引き続き」「より一層の整備を促す」等の文言が記載された◆TIOJ発表の2020年度上半期たばこ販売実績は紙巻たばこ548億本（前年比13・9％減）、加熱式たばこ212億本、リトルシガー67億本。

（※新型コロナ関係は別掲・調査結果や実績等は発表月）


# 組合員の皆様のスキルアップを応援します!!

全国たばこ販売協同組合連合会

## ◆「通信教育講座」と「パソコン研修（教室）」のご案内◆

全協では、2021年度「通信教育講座」と「パソコン研修（教室）」を受講する皆様に受講料を助成致します。受講対象者は、講座・研修（教室）を受講する「組合員及び組合員と同居している後継者（予定者を含む）」です。是非この機会を皆様のスキルアップにお役立てください。

**※詳細は所属組合または連合会にお問い合わせください。**

### 【通信教育講座】

所属組合または連合会に申込方法をご確認の上、30コースよりご希望のコースを選択してください。

講座修了者には、受講料の80％を助成金としてお支払い致します。

●**申込期間**：2021年2月1日（月）～3月15日（月）
●**受講開始**：2021年4月1日（木）～
※テキスト等が到着次第スタート
●**助成金申請**：2022年3月10日（木）まで
※全協必着

### 【パソコン研修（教室）】

最寄りのパソコン教室で、希望するコースを選択してください。

研修修了者には、受講料の全額（2万円を上限）を助成金としてお支払い致します。

●**申込期間**：2021年4月1日（木）～
●**受講開始**：2021年4月1日（木）～
●**助成金申請**：2022年3月10日（木）まで
※全協必着